

資 料

英米刑事法研究 (33)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2015年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
松田正照	原田和往
小島 淳	野村健太郎
松本圭史	滝谷英幸
小川佳樹	芥川正洋
鈴木一永	田山聡美

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2015年10月開延期
刑事関係判例概観

- | | |
|--|--|
| I はじめに | (2016) (per curiam). |
| II 逮捕, 捜索・押収 | VII 二重の危険 |
| Utah v. Strieff, 136 S. Ct. 2056 (2016) | Puerto Rico v. Sanchez Valle, 136 S. Ct. 1863 (2016) |
| Birchfield v. North Dakota, 136 S. Ct. 2160 (2016) | VIII 量刑 |
| Mullenix v. Luna, 136 S. Ct. 305 (2015) (per curiam) | Montgomery v. Louisiana, 136 S. Ct. 718 (2015) |
| III 弁護 | Molina-Martinez v. United States, 136 S. Ct. 1338 (2015) |
| Luis v. United States, 136 S. Ct. 1083 (2016) | IX 死刑 |
| Maryland v. Kulbicki, 136 S. Ct. 2 (2015) (per curiam) | Hurst v. Florida, 136 S. Ct. 616 (2016) |
| Woods v. Etherton, 136 S. Ct. 1149 (2016) (per curiam) | Kansas v. Carr, 136 S. Ct. 633 (2016) |
| United States v. Bryant, 136 S. Ct. 1954 (2016) | Lynch v. Arizona, 136 S. Ct. 1818 (2016) (per curiam) |
| IV 証拠開示 | X 上訴等 |
| Wearry v. Warden, 136 S. Ct. 1002 (2016) (per curiam) | Musacchio v. United States, 136 S. Ct. 709 (2016) |
| V 迅速な裁判を受ける権利 | Williams v. Pennsylvania, 136 S. Ct. 1899 (2016) |
| Betterman v. Montana, 136 S. Ct. 1609 (2016) | XI ヘイビアス・コーパス等 |
| VI 事実審理手続 | Welch v. United States, 136 S. Ct. 1257 (2016) |
| Foster v. Chatman, 136 S. Ct. 1737 (2016) | Kernan v. Hinojosa, 136 S. Ct. 1603 (2016) (per curiam) |
| White v. Wheeler, 136 S. Ct. 456 (2015) (per curiam). | Johnson v. Lee, 136 S. Ct. 1802 (2016) (per curiam) |
| Duncan v. Owens, 136 S. Ct. 651 | XII 行刑 |

Bruce v. Samuels, 136 S. Ct. 627 (2016)	1619 (2016)
Simmons v. Himmelreich, 136 S. Ct. 1843 (2016)	Mathis v. United States, 136 S. Ct. 2243 (2016)
Ross v. Blake, 136 S. Ct. 1850 (2016)	Voisine v. United States, 136 S. Ct. 2276 (2016)
XIII 刑事実体法	XIV その他
Ocasio v. United States, 136 S. Ct. 1423 (2016)	Caetano v. Massachusetts, 136 S. Ct. 1027 (2016) (per curiam).
Taylor v. United States, 136 S. Ct. 2074 (2016)	Nichols v. United States, 136 S. Ct. 1113 (2016)
McDonnell v. United States, 136 S. Ct. 2355 (2016)	Bank Markazi v. Peterson, 136 S. Ct. 1310 (2016)
Lockhart v. United States, 136 S. Ct. 958 (2016)	RJR Nabisco, Inc. v. European Community, 136 S. Ct. 2090 (2016)
Luna Torres v. Lynch, 136 S. Ct.	

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2015年10月開廷期の37件の刑事関係判決を紹介する。なお、「事実審理手続」で紹介するうちの1件は、上告受理は不用意に認められたものであるとしてこれを取り消すとの2行の裁判所意見（*per curiam opinion*）である。

本開廷期中の2016年2月、最先任のスカリア裁判官が亡くなった。1986年9月に連邦最高裁裁判官に就任して以来、在職期間は約29年半に及んだ。スカリア裁判官は、アメリカ合衆国憲法は制定時の文言の意味に忠実に従って適用すべきであるという原意主義の立場に立って、舌鋒鋭く保守的な意見を述べた。ただ、その原理主義的な立場は、時として、リベラルに区分けされるギンズバーグ裁判官らの主張と同期することもあった。

オバマ大統領は後任裁判官として、スカリア裁判官死亡の翌月にはコロンビア特別区連邦控訴裁のガーランド長官を指名したが、共和党が多数を占める上院ではその指名承認案件が棚上げになったまま、共和党のトランプ候補が大統領に選出された。

こうして後任裁判官不在が長引き、本開廷期で言い渡された意見付き判決全90件中72件——刑事関係判決については、全37件中28件——は、裁判官8名

——一部は7名——によるものであった。しかし、刑事関係以外では、意見が4対4に分かれ、可否同数につき原判決を維持するとして1行の裁判所意見で処理された事件が4件あったものの、刑事関係ではスカリア裁判官が欠けたことによる影響があったと思われる事件はない（ただし、「弁護」で紹介するLuis判決では、トーマス裁判官が相対的多数意見の結論に同意であったために、かろうじて連邦地裁の決定を支持した第11巡回区連邦控訴裁の判断を覆す多数意見が形成された）⁽¹⁾。

以上のような状況にはあったものの、興味深い判決がいくつか出ている。まず、「逮捕、捜索・押収」では、稀釈法の法理に関する事例判決であるStrieff判決がある。また、Birchfield判決では、飲酒運転に関して血中アルコール濃度測定のための血液検査を刑罰で間接的に強制することによって、無令状での血液採取を可能にしようとする措置の適否がとり上げられた。

「弁護」のLuis判決は、私選弁護人を依頼する費用に充てるために被告人が起訴犯罪と関係のない資産を利用することを妨げる当該資産についての保全命令は、弁護人の援助を受ける権利を規定した合衆国憲法修正6条に違反するとの判断を示した。

「死刑」については、フロリダ州の死刑手続に関して従前の事件で自らが示した判断を変更したHurst判決や、死刑の量刑手続における陪審に対する説示内容の適否をめぐるCarr判決などがある。

「刑事実体法」では、州知事に供与された利益が連邦法で定める「職務行為」

(1) スカリア裁判官の後任の承認問題が長引く様相を呈していたことから、弁論期日の指定に一定の配慮が働いたであろうことが想像される。なお、Luis判決の弁論は、スカリア裁判官存命中の2015年11月10日に行われ、4対4となった刑事関係以外の事件4件のうち3件も、同様にスカリア裁判官存命中に行われたものである。4対4の事件のうちの残りの1件であるUnited States v. Texas, 136 S. Ct. 2271 (2016) (per curiam)の弁論はスカリア裁判官死亡後に行われているが、この事件は、DAPAという略称で知られるオバマ政権の不法移民救済対策についてテキサス州をはじめとする26州が行政手続法(Administrative Procedure Act)違反などを理由として提起した差止めなどの請求訴訟である。連邦政府が下級審では敗訴したことから上告受理の申立てをして、2016年1月19日に上告受理がされていた。弁論が行われたのはこの期最後の弁論期日である2016年4月16日である。この事件の概要については、Texas v. United States, 787 F.3d 733 (5th Cir. 2015)のほか、Josh Blackman, *GRIDLOCK*, 130 HARV. L. REV. 241, 279-83 (2016) 参照。

の見返りとしての賄賂といえるかが争点であった事件で、州知事の有罪判決を支持した第4巡回区連邦控訴裁の判決を取り消し、差し戻した McDonnell 判決がある。ホワイトカラー犯罪といわれる分野において、連邦の検察が刑事実体法の解釈・適用を拡張しようとする一貫した傾向を示していることへの1つの歯止めともいえよう。

そのほか、ホップズ法（合衆国法典第18編1951条）の解釈が争点であった2件の判決がある。同法は、財産強要と定義する行為——暴力などの威力によって引き出された同意や職務の名目で財産を取得する行為——によって通商に影響を与える行為などを処罰対象としているが、Ocasio 判決は、その行為者と当該行為の相手方との間に共謀関係が成立することを肯定した。同判決では、同種の事案における先例として、売春、放蕩その他の不道德な目的での女性の州際間の運搬を犯罪と規定したマン法——1910年に制定された法律であり、現在ではかなり形を変えて、合衆国法典第18編2421条以下に規定されている——のもとでの行為者と当該行為の対象者との間の共謀を認めた例も参照されているが、刑事実体法の構造やその解釈・適用における彼我の距離を感じさせる実例の1つである。

ホップズ法ではまた、強盗によって通商に影響を与える行為なども同様に処罰対象として規定しているが、Taylor 判決においては、被害者の薬物密売行為と通商との関わりの有無を具体的に検討するまでもなく、密売人宅に強盗目的で押し入った行為を証明することによって同法の定める通商要件は証明されると判示した。圧倒的な薬物犯罪などの犯罪情勢を前に、本来は州の権限に属する事項について連邦法が介入することを許容する連邦憲法上の前提条件が名目的なものとなりつつあり、連邦の刑事法の対象範囲が拡大してきている実情を示す一例である。

最後の「その他」で要点のみの紹介に留めた RJR Nabisco 判決は、RICO 法の域外適用問題について、刑事罰の規定と損害賠償の規定それぞれの解釈の問題として、前者の域外適用は肯定しつつも、後者についてはこれを否定したものであるが、連邦の検察の積極的な検察権行使のあり方や民事裁判をめぐるアメリカ国内での議論と立法の動向に照らせば、自国の政策保護の色彩の強い判決といえる。

(田中利彦)

II 逮捕, 搜索・押収

・ Strieff 判決⁽²⁾

本件は、いわゆる毒樹の果実論の例外である「稀釈法の法理」の適用が争われた事案に関するものである。

ユタ州南ソルト・レイク市警の薬物撲滅ホットラインに、ある家で薬物の密売が行われているとの匿名情報が寄せられた。薬物対策課の捜査官は、約1週間その家を断続的に監視したところ、その家に入り、数分後には出てくる訪問客がいるのが分かったことから、同家の居住者が薬物を売買しているとの嫌疑を抱いた。捜査官は、被上告人 Strieff が同家から出て、近くの商店の方へ歩いて行くのをみたので、同人を同店の駐車場で停止させ、警察官である旨を告げ、同家で何をしていていたのかと尋ねた。捜査官が、Strieff に対し、身分証明書の提示を求めたところ、同人は、ユタ州発行の運転免許証を提示した。捜査官が、Strieff の情報を警察の通信指令室に伝えたと、同人に対し交通違反で逮捕状が発付されているとの報告を受けた。そこで、捜査官は、当該令状に基づき Strieff を逮捕し、逮捕に伴って同人の身体を搜索したところ、ポリ袋に入った覚せい剤であるメタンフェタミンと薬物を使用するための道具が発見された。メタンフェタミンの不法所持などの罪で起訴された Strieff は、メタンフェタミンなどについて証拠排除の申立てをした。事実審裁判所は、Strieff の申立てを却下したが、ユタ州最高裁は、証拠排除を命じた。

連邦最高裁は、次のとおり述べて、原審判決を破棄する判断を示した。

排除法則は、違法な搜索、押収または身体の拘束の直接の産物として獲得された第1次的な証拠だけでなく、本件の場合のように、違法行為から派生的に獲得された証拠——いわゆる毒樹の果実——をも排除する。しかし、排除法則のもつ重大なコストへの考慮から、抑止による利益がその実質的な社会的コストを上回る場合にのみ、排除法則の適用が認められてきている。

排除法則に対するいくつかの例外が認められてきたが、本件では、そのうちの稀釈法の法理が問題となっている。同法理は、連邦憲法違反の行為と証拠と

(2) Utah v. Strieff, 136 S. Ct. 2056 (2016). トーマス裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート各裁判官同調)のほか, ソトマイヨール裁判官の反対意見(ギンズバーグ裁判官一部同調), ケーガン裁判官の反対意見(ギンズバーグ裁判官同調)がある。

の関連が密接でない場合、または何らかの介在事情によって遮断され、その結果、侵害された、連邦憲法で保障されている利益が、獲得された証拠を排除することによって増進されない場合は、証拠は許容されるというものである。稀釈化の法理は、本件のように、違法行為に先行して発付された有効な逮捕状の発見が介在する場合にも適用される。そこで、問題は、有効な逮捕状の発見が、違法な停止と証拠の発見との因果関係を遮断する介在事情といえるかどうかである。Brown 判決⁽³⁾は、違法な行為と証拠との関連が密接なものであるかどうかを判断するため、①違法行為と証拠の発見との間の時間的近接性、②介在事情の存否、および、③警察官の違法行為の意図性と悪質さを検討している。検察側は、Strieffの停止が合理的な嫌疑に基づくものでなかったことを認めているので、当裁判所は、これを前提として、①ないし③を検討することとする。

①についてみると、違法な停止と捜索とが時間的に近接していることは、証拠を排除する方向に働く。これに対し、②の介在事情の存在は、検察側の主張を認める方向に強力に働く。Segura 判決⁽⁴⁾は、有効な令状の存在によって、違法な行為と証拠の発見との関連が十分に稀釈化されているとの認定が可能であるという趣旨のことを述べており、これが本件に適用される。本件では、令状は有効であったし、捜査官の捜査に先行して発付され、停止と関連性を有するものではなかった。また、捜査官は、令状が発付されていることを知れば、Strieffを逮捕しなけりばならなかった。そして、被逮捕者の身体の捜索は、逮捕権限に基づき、安全確保のために実施されたものであり、それが適法であったことは明らかである。③の警察官の違法行為の意図性と悪質さも、強力に検察側の主張に有利に働く。稀釈化の法理を支える論拠は、警察官の違法行為が意図的なもの、または悪質なものであるときに、証拠排除を要請する。捜査官は、問題の家のなかで何が行われているかを知りたかったので、Strieffを停止させたのであるが、同人に、事情を説明するよう命じるのではなく、話を聴いてもよいか尋ねるべきであった。捜査官の誤った行動は、不注意によるものに過ぎず、停止措置は、Strieffの有する合衆国憲法修正4条の権利に対する意図的な侵害にも悪質な侵害にも当たらない。

(3) Brown v. Illinois, 422 U.S. 590 (1975).

(4) Segura v. United States, 468 U.S. 796 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』62頁〔原田保〕(成文堂、1989年)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向IV』715頁〔中野目善則〕(中央大学出版部、2012年)].

さらに、本件違法な停止が警察組織全体に浸透していたり、頻発していたりする警察官の違法行為の一環をなすものであったことを示すものは何もない。

(洲見光男)

・ Birchfield 判決⁽⁵⁾

本件は、飲酒運転の容疑で逮捕した自動車運転者について、その血中アルコール濃度を測定するため、呼気および血液の各検査を無令状で実施することが、逮捕に伴う捜索として、修正 4 条により許容されるかどうか争われたものである。

飲酒運転の容疑で上告人 Birchfield を逮捕したノース・ダコタ州交通警察隊の警察官は、Birchfield に対し、同州法により、血中アルコール濃度検査を受ける義務があること、および、血液検査を拒否した場合は、刑罰が科せられる旨を告知した。Birchfield は、血液検査を拒否し、軽罪である検査拒否の罪で起訴された。Birchfield は、血液検査を拒否したことは認めつつ、血液検査の拒否に対し刑罰を科すことは修正 4 条に違反すると主張した。州の第 1 審裁判所は、Birchfield の主張を斥けた。州最高裁は、第 1 審裁判所の判断を維持した。

連邦最高裁は、本件を同種の他の 2 事件と併合し、飲酒運転で逮捕された自動車運転者について、血中アルコール濃度を測定するための検査の拒否を犯罪とすることが許されるかどうかを判断するため、Birchfield による上告受理の申立てを認めた。

連邦最高裁は、次のとおり述べ、原判決を破棄し事件を差し戻す判断を示した。

血液または呼気の検査は、修正 4 条にいう捜索に該当する。本件問題は、無令状で行われたこれらの検査が合理的であるかどうかである。逮捕官憲の安全の確保だけでなく、証拠の破棄・喪失を防止・回避するための逮捕に伴う無令状捜索が合理的なものとして認められてきている。修正 4 条の起草当時にはみられなかったこれらの検査についても、それがプライバシーを侵害する程度と、それが政府の正当な利益を促進するために必要である程度とを比較衡量して、

(5) Birchfield v. North Dakota, 136 S. Ct. 2160 (2016). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の一部同意・一部反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調), トーマス裁判官の結論同意意見がある。

その合理性が判断される。

呼気検査は、プライバシーに対し重大な影響を与えるものではない。呼気検査による物理的な侵害はほとんど無視できる程度であり、皮膚への侵襲もない。深い呼吸をさせることも、DNA 標本を採取するため口腔内の皮膚をとる場合と、その侵害度は変わらない。また、呼気検査は、DNA 鑑定と違って、血中アルコール濃度のみを明らかにするものであり、生物学的標本を政府の占有に委ねるものではない。これに対し、血液検査は、皮膚への侵襲を必要とし、身体の一部を採取するものである点で、はるかに侵害の程度が高い。また、血液検査は、その標本の保存が可能であり、血中アルコール濃度以外の情報を獲得することもできる。本来の目的以外への利用が禁止されるとしても、その危険性が残るという事実は、被験者に懸念を抱かせるものである。

他方で、連邦政府は、道路上の安全を確保することの極めて大きな利益を、州は、飲酒運転を抑止するための措置を考案することのやむにやまれぬ利益を、それぞれもっている。

以上から、呼気検査がプライバシーに与える影響は小さく、血中アルコール濃度測定のための検査を実施する必要がある大きいので、飲酒運転の容疑による運転者の逮捕に伴って無令状の呼気検査を行うことは許容される。しかし、血液検査は、呼気検査より侵害度が高く、その合理性は、呼気検査というより侵害的でない他の手段の利用可能性に照らして判断されなければならない。州側は、呼気検査よりも侵害的な血液検査を必要とする正当な理由を示していない。アルコール以外の物質が運転者の運転能力に影響を与えていると認められる場合や運転者が意識不明である場合などは、血液検査を実施する必要があるが生じようが、その場合は、令状の発付を得て検査を行うべきであり、その時間的余裕がないときは、緊急性の例外により、無令状の検査が許される。

黙示同意立法により、血液検査を正当化することもできない。検査を拒否する運転者に対し行政罰を科す黙示同意立法の有効性を承認することと、運転者に対し、侵害的な血液検査を受けることまで要求し、運転者がこれを拒否する場合には、刑事罰を科すことは、全く別のことである。運転者が公道上で自動車を運転することとしたからといって、血液検査を受けることについてまで同意があったとすることはできない。

(洲見光男)

・その他

逮捕、捜索・押収に関する本開廷期の判決としては、被疑者車両の逃走を阻止するため同車に対し発砲し被疑者を死亡させた警察官の行為について、本件事実関係のもとでこれを禁止する明確に確立した連邦憲法上の準則がなかったとして、警察官の賠償責任を否定した Mullenix 判決⁽⁶⁾がある。

(洲見光男)

Ⅲ 弁護

・Luis 判決⁽⁷⁾

合衆国法典第18編1345条は、連邦裁判所は、連邦の医療給付計画に関する法律や銀行業務関係の法律の違反で起訴された被告人が所有する資産について、事実審理前に処分などの禁止命令を発することによりこれを凍結することができる旨規定している。そして、凍結対象の資産として、①犯罪の結果として取得された財産、②犯罪に起因する財産、および、③それらと同等の価値を有するその他の財産が挙げられている。

本件は、裁判所の発した、以上の第3の財産の分類に属する資産——犯罪によって汚染されておらず (untainted by the crime)、かつ完全に被告人に帰属している資産——を凍結する命令により、被告人が自己の選定する弁護人に報酬を支払うことができなくなった場合、合衆国憲法修正6条が保障する弁護人の援助を受ける権利の侵害があるかが争われた事案である。

上告人 Luis は、公的医療給付関連の犯罪で約4,500万ドルを不正に取得したとして、連邦の大陪審によって起訴された。連邦政府は、損害填補 (restitution) および他の刑罰——没収 (criminal forfeitures) ——のために、Luis の資産で残存している200万ドルを保全する趣旨で、連邦地裁に対し、資産——起訴犯罪とは無関係の資産を含む——の散逸を禁じることを Luis に命じるよう請求し、連邦地裁はその内容の命令を発した。連邦地裁は、修正6条は、弁護人獲得のために犯罪に起因しない財産を利用する権利を認めているわけではないと

(6) Mullenix v. Luna, 136 S. Ct. 305 (2015) (per curiam).

(7) Luis v. United States, 136 S. Ct. 1083 (2016). プライヤー裁判官執筆の相対的多数意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論同意意見, ケネディ裁判官の反対意見 (アリート裁判官同調), ケーガン裁判官の反対意見がある。

し、第11巡回区連邦控訴裁も、その判断を支持した。

連邦最高裁は、原判決を破棄し、差し戻したが、法廷意見は形成されなかった。相対的多数意見の要旨は、次のとおりである。

私選弁護人を確保するために必要とされる、合法的で、犯罪に起因しない資産を事実審理前に拘束することは、修正6条違反となる。当該連邦憲法上の権利は、資産の性質と相まって、以上の結論を導くものである。

当裁判所は、修正6条における弁護人の援助を受ける権利は、被告人に、自己の選定する、経済的に雇うことが可能な、能力ある弁護人の弁護を受ける権利を保障しているとして、本件で問題となっている権利を「基本的なもの (fundamental)」と強調してきている。

連邦政府は、自己の選定する、経済的に雇うことが可能な、能力ある弁護人の弁護を受ける権利を Luis から奪ってはいないが、弁護費用を支払うのに必要な資金を用いる能力を奪うことによってこの権利を損なっている。連邦政府は、考慮すべき別の重要な利益が存在することを指摘している。すなわち、連邦政府は、有罪判決を獲得した場合に、凍結の対象となる資産が、のちに制定法上の刑罰——犯罪によって汚染された資産の没収——および損害填補に役立terために、利用可能であることを保障しようとしている。さらに、連邦政府の見解では、当裁判所による2件の先例——Caplin & Drysdale 判決⁽⁸⁾および Monsanto 判決⁽⁹⁾——によれば、修正6条は資産凍結の障害とはならないとされる。しかし、本件で問題となる資産の性質は、以上の先例において問題となった資産のそれとは異なる。

被告人に帰属する資産と連邦政府に帰属が移る資産——犯罪によって汚染された資産——との区別は、それ自体としては、連邦憲法上の問題に答えるものではない。なぜなら、財産法は、ある財産に対して現在の利益をもたない者が、現所有者に対して——例えば、浪費を阻止するために——規制をかけることを認めているからである。しかしながら、犯罪とは無関係の資産が自己の選定する弁護人を獲得するために必要とされる限りにおいては、修正6条は、本件で請求された命令を裁判所が発することを禁止している。

3つの基本的な考察が以上の結論をもたらす。第1に、競合する利益の性質が、以上のような裁判所の命令は発せられるべきではないことを示している。

(8) Caplin & Drysdale v. United State, 491 U.S. 617 (1989).

(9) United States v. Monsanto, 491 U.S. 600 (1989).

一方には、修正 6 条の保障する、弁護人の援助を受ける基本的な権利があり、他方には、刑罰を確実にする連邦政府の利益および損害填補を獲得する被害者の利益があるが、後二者の利益は、重要ではあるものの、弁護人の援助を受ける権利と比較すれば、公正で効果的な刑事司法制度の中心からはいくぶん離れたところにある。

第 2 に、コモン・ローの法的伝統は、連邦政府の立場を実質的に裏付ける重要なものを何ら示しておらず、むしろ、それとは反対のことを説いている。実際のところ、被告人自身の、「犯罪とは無関係の (innocent)」財産を事実審理前に無制限に没収することを認める当裁判所の判決は 1 つも存在しないように思われる。

第 3 に、実際的な問題として、連邦政府の立場を容認することは、弁護人の援助を受ける権利をかなりの程度侵害することになる。連邦政府に汚染されていない Luis の資産の凍結を許すことによっては、明白な停止位置 (stopping place) をもたない連邦憲法上の原則を解き放ってしまうであろう。本件の法律で資産に対する拘束が認められているのは、銀行業務関係の法律違反および連邦の医療給付計画関係の法律違反の事案の場合のみであるが、連邦政府の見解によれば、連邦議会は、それら以外の事案についても、汚染されていない資産の有罪評決後の没収につながる、資産に対する拘束を認めるより多くの法律を定められることになるのである。

さらに、没収額や損害填補額は高額であり、犯罪とは無関係の資産を凍結された被告人は——犯罪によって汚染された資産がないのであれば——無資力となり、政府から報酬が支払われる弁護人——過度の仕事を抱え、十分な報酬を支払われていない公設弁護人を含む——に頼ることになる。以上のことから、連邦政府の見解を容認することは、——政府選任の弁護人の仕事量が増大していることにより——修正 6 条が保護しようとする基本的な権利の効力を弱めることになるという相当な危険性を伴うのである。

(松田正照)

・その他

弁護に関する本開廷期の判決としては、ほかに、銃による殺人事件で、犯人とされた被告人 Kulbicki のトラックから発見された弾丸と被害者の脳から取り出された弾丸片との同一性について証言した鑑定人が依拠した方法論は、のちに信頼性のないものであるとして用いられなくなっていたことから、弁護

人がその欠陥を予兆させる当該証人の過去の共著論文を見付けて欠陥を明らかにしなかったことについて、有効でない弁護であったとして、Kulbicki が非常救済の申立てをし、州裁判所がこれを認めたのに対し、連邦最高裁は、当該方法論は事実審理の当時もそれから8年後の時点でも有効な方法と認められていたことを指摘したうえで、事実審理当時の状況に照らして弁護の適否を検討すべきとして、州裁判所の判決を破棄した Kulbicki 判決⁽¹⁰⁾、匿名の情報に基づいてコカイン所持が発覚した事件の事実審理において、証言した複数の警察官が当該匿名情報の中身に関しても証言し、最後の1人の証言の際に弁護人が伝聞を理由として異議を述べたが却下され、上訴審の弁護人は匿名情報提供者の供述内容を警察官に証言させることは修正6条の対面条項違反であるとの主張をしなかったところ、被上告人 Etherton が連邦のヘイビアス・コーパスの手続において州の上訴審での弁護人の弁護は有効なものではなかったと主張したという事案について、その主張を斥けた Etherton 判決⁽¹¹⁾、合衆国法典第18編117条(a)は、インディアンの土地において家庭内暴力の行為をした者であって、連邦、州またはインディアン部族裁判所で家庭内暴力による前科が2犯ある者に対する加重処罰を規定しているところ、インディアン部族裁判所で家庭内暴力に関して弁護人なしに裁判を受けて有罪となった前科が2犯ある被上告人 Bryant の場合、当該規定の適用をすることは修正6条に違反しないかが問われた事件で、インディアン部族裁判所での事実審理の手続を規定した「1968年インディアンの市民的権利法 (Indian Civil Rights Act of 1968)」では、1年を超える刑の場合においてのみ貧困を理由として公選弁護人を付すことを規定しており、Bryant の前科の犯罪はいずれも罰金で処理されているから、前科に係る有罪判決は有効であり、かつ、Bryant が処罰されるのは、直近の犯罪についてであり、過去の犯罪についてではないなどとして、Bryant に対する117条(a)の適用は修正6条に違反しないとした Bryant 判決⁽¹²⁾がある。

(田中利彦)

(10) Maryland v. Kulbicki, 136 S. Ct. 2 (2015) (per curiam).

(11) Woods v. Etherton, 136 S. Ct. 1149 (2016) (per curiam).

(12) United States v. Bryant, 136 S. Ct. 1954 (2016). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。トーマス裁判官の同意意見がある。

IV 証拠開示

証拠開示に関する本開廷期の判決としては、謀殺罪で死刑を言い渡された者に検察側証人の証言の信用性を減殺する証拠を検察側が開示しなかったことは、Brady 判決⁽¹³⁾——被告人側に有利な証拠が罪責または量刑を判断するうえで重要な場合に、検察側がその証拠を開示しないことは、合衆国憲法修正14条（デュー・プロセスの保障）に反するとした——違反に当たるとして、非常救済を認めなかった州裁判所の判決を破棄・差戻しとした Wearyy 判決⁽¹⁴⁾がある。

（松田正照）

V 迅速な裁判を受ける権利

・ Betterman 判決⁽¹⁵⁾

本件は、量刑手続に合衆国憲法修正6条の迅速な裁判の保障が及ぶかが争われた事案である。

上告人 Betterman は、家庭内における暴行（domestic assault）の罪に係る訴追に関して、裁判所への出頭を命じられたにもかかわらず、これを怠ったため、保釈中逃亡の罪で起訴された。保釈中逃亡の罪に対し有罪の答弁をした後、Betterman は、量刑手続が行われるまでの14か月以上の間、拘置所に収容されていた。これは、主に、判決前調査報告書の作成、期日の設定などに時間を要したためであった。最終的に7年の拘禁刑（執行猶予4年）に処された Betterman は、本件における有罪決定から刑の宣告までの間隙は迅速な裁判を受ける権利を侵害するものであるとして、上訴した。しかし、州最高裁が、有罪決定後の量刑手続の遅延（presentencing delay）について迅速裁判条項の適

(13) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963) [紹介、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁V——二重の危険、証拠開示』122頁（成文堂、2015年）].

(14) Wearyy v. Warden, 136 S. Ct. 1002 (2016) (per curiam). アリート裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調）がある。

(15) Betterman v. Montana, 136 S. Ct. 1609 (2016). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆（全裁判官一致）。トーマス裁判官の同意意見（アリート裁判官同調）、ソトマイヨール裁判官の同意意見がある。

用はないとして、これを斥けたため、Betterman は、上告受理の申立てをした。

法廷意見は、大要次のように述べて、州最高裁の判断を是認した。

刑事手続は、一般に、3つの別個の段階を経て展開する。まず、国家機関が、被疑者を逮捕し、起訴するかどうかを決定するために捜査を行う。起訴がなされれば、被告人は、事実審理または有罪答弁に基づき有罪と判断されるまで、無罪と推定される。有罪と判断された後で、裁判所は、刑を科する。各段階には、それ相応の遅延対策が存する。

逮捕または正式起訴前の、第1段階においては、訴追側の根本的に公正さを欠く行為 (fundamentally unfair conduct) に対するデュー・プロセス条項による保護とともに、出訴期限制度が、遅延に対する第1次的な保護を与えている。逮捕または正式起訴により、第2段階が開始されると、迅速裁判条項が適用される。有罪と判断されるまでは、被告人は無罪の推定を受ける。迅速裁判条項は、事実審理前の長期の身柄拘束を抑制し、公訴 (public accusation) に伴う精神的負担を最小限に抑え、長期の遅延が被告人の防御に与える不利益を制限することによって、この推定の実効性を担保しようとするものである。それゆえ、有罪の判断によって、この第2段階が終わると、迅速裁判条項の適用もなくなる。

上記の解釈は、迅速な裁判を受ける権利の淵源に関する歴史的理解にも合致する。また、迅速な裁判を受ける権利の侵害に対しては、公訴棄却 (dismissal of the charge) が唯一の救済策であるが、量刑手続における遅延から救済するために、正当に得られた有罪決定を取り消すというのが不当な僥倖であることに鑑みれば、条項の射程が有罪決定より前の段階に限られるとの解釈は、これに適合的である。

他方、有罪決定後の遅延に対しては、不必要に遅延することなく刑を言い渡すよう求める連邦刑事手続規則32条(b)などがあり、何ら保護が存しないわけではない。

また、有罪判決後の法外な遅延 (exorbitant delay) に関しては、デュー・プロセス条項による救済もあり得るが、その主張がない本件において、この点について判断を示すことはしない。

(原田和往)

VI 事実審理手続

・ Foster 判決⁽¹⁶⁾

本件は、陪審選定手続における検察側による専断的忌避権の行使が、人種を理由としてなされたものでないかが争われた事案である。

陪審選定手続で、検察側は黒人の陪審員候補者 4 名全員を排除するために、専断的忌避権を行使した。Foster は、以上の検察側による専断的忌避権の行使は人種を理由とするものであり、Batson 判決⁽¹⁷⁾——人種を理由に陪審員候補者に対して専断的忌避権を行使することは、合衆国憲法修正 14 条（平等原則）に反するとした——に違反すると主張したが、事実審裁判所はこれを斥けた。Foster は、選定された陪審によって、謀殺罪で有罪とされ、死刑を言い渡された。その後、Foster は、再審理の申立てをしたが、事実審裁判所はこれを容れず、州最高裁もその判断を支持した。

Foster は、州裁判所にヘイビラス・コーパスを申し立て、Batson 判決違反を再び主張した。また、Foster は、事件が係属している間に、州の記録開示法（Open Records Act）により、事実審理中に検察側によって使用された記録の謄本を入手した。その記録には、①陪審員候補者の名簿（そこには、黒人の陪審員候補者全員の氏名が明るい緑色の蛍光マーカーでマークされており、そのマークは「黒人を意味する」という説明文もあった）、②「黒人の陪審員候補者のうち、1 名を選ばなければならないとすれば、この者なら差し支えない」と結論付けている宣誓供述書の文案、③記号を用いて黒人の陪審員候補者を特定しているメモ、④黒人の陪審員候補者全員の氏名の隣に「不適格 (No)」を意味するアルファベット——「N」——が記されたメモ、⑤陪審員候補者 6 名の氏名が記された「完全に不適格な者 (definite No's)」と題された

(16) Foster v. Chatman, 136 S. Ct. 1737 (2016). ロバーツ長官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の結論同意意見、トーマス裁判官の反対意見がある。

(17) Batson v. Kentucky, 476 U.S. 79 (1986) [紹介、橋本裕蔵・比較法雑誌 20 巻 3 号 120 頁 (1986 年)、藤田浩・判例タイムズ 642 号 51 頁 (1987 年)、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 4 巻』118 頁 [宮崎英生] (成文堂、1994 年)、樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』128 頁 [小山田朋子]、

名簿（そこには、黒人の陪審員候補者全員の氏名が含まれていた）、⑥黒人の構成員は「不適格」である旨の注が付いた、ある宗教団体についてのメモを含む文書、および、⑦黒人の陪審員候補者5名が回答した質問票——そこには、人種の欄を丸で囲む項目があった——が含まれていた。

州裁判所は以上の記録を証拠として認めたが、ヘイビアス・コーパスによる救済を認めず、また州最高裁も、Foster に対し、相当な理由の認定書 (Certificate of Probable Cause) ——上訴をするのに必要とされる——の交付を認めなかった。

連邦最高裁は、概ね次のように述べて、原判決を破棄・差戻しとした。

Batson 判決は、Foster がしたような主張について判断するために、3段階の過程を示した。第1に、被告人は、検察側による専断的忌避権の行使が人種を理由になされたことについて一応の証明をしなければならない。第2に、そのような証明がなされた場合には、検察側は、陪審員候補者を忌避したことについて、人種中立的な理由を示さなければならない。そして、第3に、両当事者の主張に照らして、事実審裁判所は、被告人が検察側の差別的な意図を証明したのかどうかを判断しなければならない。本件では、以上のうち、第3の段階が問題となっている。この段階は、下級審によってなされる事実認定に係るものであり、当裁判所は、それが明らかに誤りでない限り、その認定を尊重しなければならない。

Foster は、黒人の陪審員候補者2名——Marilyn Garrett と Eddie Hood ——に対する専断的忌避における検察側の差別的な意図を立証している。記録は検察側の示した忌避理由の多くと矛盾している。検察側は事実審裁判所に対して、他の陪審員候補者が理由付き忌避によって排除された後で初めて Garrett を忌避する決断をしたと説明しているが、それは、Garrett の氏名が「完全に不適格な者」——検察側が当初から忌避の対象とすることを意図していた6名の陪審員候補者——の名簿に載っていることと明らかに矛盾している。記録はまた、白人の陪審員候補者の代わりに、Garrett を忌避した理由のいくつかが誤りであることを示している。例えば、検察側は事実審裁判所に対し、被告人側が審理における争点に直接関係のある質問をしなかったことを Gannett の忌避理由としているが、記録によれば、被告人側が Gannett にそれらすべてに関する質問をしていたことは明らかである。そして、検察側は、Gannett について表面上は合理的な他の理由を示しているが、同様の特徴をもつ白人の陪審員候補者を検察側は受け容れているので、それらを信用するのは困難である。例

えば、検察側は、離婚歴があること、および、34歳で若過ぎることを理由に Gannett を忌避したと主張するが、4名の離婚歴のある白人の陪審員候補者と8名の36歳未満の白人の陪審員候補者が陪審員となっているのである。

Hood についても、記録は同様に検察側が事実審裁判所に対して示した忌避の理由の信用性を減殺している。例えば、検察側は、Foster の Batson 判決違反の主張に対する返答として、Hood についての唯一の懸念はその息子が被告人と同じ年齢であることだと主張した。しかし、その後の審理において、検察側は事実審裁判所に対して、主な懸念は Hood がある宗教団体の構成員であることだと述べた。結局のところ、以上の忌避理由はいずれも精査に耐えるものではない。Hood の息子の年齢については、検察側は Foster と同じ年齢の息子をもつ白人の陪審員候補者が陪審員となることを認めており、Hood の宗教については、検察側は、3人の当該宗教団体の白人構成員が理由付き忌避により排除されていると主張するが、検察側の記録はこれらの陪審員候補者が死刑観とは無関係の理由で排除されたことを示しているので、検察側の主張は誤りである。さらに、検察側の書類には、当該宗教団体の黒人構成員は不適格であるとされている一方で、当該宗教団体は死刑について立場を表明していないと手書きされたメモが含まれている。

黒人の陪審員候補者を忌避した理由が、陪審員となることが認められた黒人でない他の陪審員候補者にも同様に当てはまるという証拠は、差別的な意図を証明するものである。そのような証拠は、Garrett と Hood について強力であり、このことに加えて、検察官の変遷する説明と相まって、記録についての不実表示、および、人種への固執は、以上の陪審員候補者に対する専断的忌避が実質的には差別的な意図に基づいているという確信をもたらすものである。

(松田正照)

・その他

事実審理手続に関する本開廷期の判決としては、ほかに、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」によれば、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済が認められるのは、州裁判所の判断が、「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法に反する」か、「そのような連邦法の不合理な適用に当たる」場合に限られる(合衆国法典第28編2254条(d)(1))ところ、第6巡回区連邦控訴裁は、州の事実審裁判所が検察側の理由付き忌避の申立てに基づき、陪審員候補者——死刑

の適用について曖昧で一貫性のない返答をしていた——を排除したことは、理由付き忌避の申立てに基づく陪審員候補者の排除の基準を示した *Witherspoon* 判決⁽¹⁸⁾ などの判例の不合理な適用であるとして、ヘイビアス・コーパスによる救済を認めたが、それは、陪審員候補者の排除についての事実審裁判所の判断は尊重されなければならないとする *Brown* 判決⁽¹⁹⁾ や陪審選定手続についての常識的な理解と相容れないとして、原判決を破棄・差戻しとした *Wheeler* 判決⁽²⁰⁾、州の事実審裁判官が有罪判決のなかで、州法上、犯罪の成立要素とはされていないが、事実審理において証拠として顕出されていない事実——犯行の動機——に言及したことが、合衆国憲法修正14条——デュー・プロセスの保障——によって保障される、事実審理において顕出された証拠のみに基づいて有罪とされる権利の侵害となるかが争点であったが、この点について判断を示すことなく、上告受理を不用意に認めた (*improvidently granted*) として上告受理を取り消した *Owens* 判決⁽²¹⁾ がある。

(松田正照)

Ⅶ 二重の危険

二重の危険についての本開廷期の判例としては、プエルト・リコ自治連邦区の有する訴追権限の究極的な源は連邦議会にあると解される以上、プエルト・リコおよび合衆国において同一の犯罪について——プエルト・リコの法律と連邦法に基づいて——連続的に訴追をすることは、合衆国憲法修正5条の二重の危険条項に違反するとした *Sanchez Valle* 判決⁽²²⁾ がある。

(小島 淳)

(18) *Witherspoon v. Illinois*, 391 U.S. 510 (1968) [紹介, 芝原邦爾・アメリカ法1969年1号72頁(1969年), 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁I——残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』290頁(成文堂, 2006年)].

(19) *Uttecht v. Brown*, 551 U.S. 1 (2007) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2006-2007年開廷期重要判例概観」アメリカ法2007年2号219-224頁(2008年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学42巻2号326頁〔松田正照〕(2009年), 松田正照・比較法学42巻3号249頁(2009年), 小早川義則・名城ロースクール・レビュー18号187頁(2010年)].

(20) *White v. Wheeler*, 136 S. Ct. 456 (2015) (*per curiam*).

(21) *Duncan v. Owens*, 136 S. Ct. 651 (2016) (*per curiam*).

VIII 量刑

量刑に関する本開廷期の判決としては、少年の謀殺犯人に対する、仮釈放の可能性のない終身刑を必要とすることが、残虐で異常な刑罰を禁じた合衆国憲法修正 8 条に違反するとした Miller 判決⁽²³⁾の効力は、それ以前に判決の確定していた事件にも遡及するとした Montgomery 判決⁽²⁴⁾、連邦量刑ガイドラインのレンジが誤って選択された場合には、それに基づく量刑も誤っていることが合理的に推認されるのであり、宣告刑が正しいレンジのなかに収まっているからといって、連邦刑事手続規則 52 条 (b) にいう被告人の「実体的権利」への影響を否定することはできず、その影響を示す根拠を別途提示しない限り控訴を斥けるというルールを一律に適用することはできないとした Molina-Martinez 判決⁽²⁵⁾がある。

(野村健太郎)

-
- (22) Puerto Rico v. Sanchez Valle, 136 S. Ct. 1863 (2016). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調) のほか, ギンズバーグ 裁判官の結論同意意見 (トーマス裁判官同調), トーマス裁判官の一部同意意見, プライヤー裁判官の反対意見 (ソトマイヨール裁判官同調) がある。
- (23) Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2011-2012 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2012 年 2 号 285-292 頁 (2013 年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2011 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 47 卷 1 号 196-198 頁 [野村健太郎] (2013 年), 勝田卓也・アメリカ法 2013 年 1 号 170-179 頁 (2013 年)].
- (24) Montgomery v. Louisiana, 136 S. Ct. 718 (2015). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, スカリア裁判官の反対意見 (トーマス, アリート各裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見がある。
- (25) Molina-Martinez v. United States, 136 S. Ct. 1338 (2015). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の一部同意・結論同意意見 (トーマス裁判官同調) がある。

IX 死刑

・Hurst 判決⁽²⁶⁾

本件は、死刑量刑手続において死刑を科すために必要な加重事由の認定を裁判官に委ねるフロリダ州法のもとでの死刑判断の枠組みが、陪審裁判を受ける権利を保障する合衆国憲法修正 6 条に違反するかが争われた事案である。

上告人 Hurst は、1998 年、同僚を殺害し、勤務先から現金を持ち去ったとして、第 1 級謀殺で有罪評決を受けた。フロリダ州法のもとでは、有罪評決のみに基づいて第 1 級謀殺に科され得る最も重い刑は終身刑であり、これに死刑を科すためには、裁判官が、陪審の「勧告 (recommendation)」を考慮しながら、加重事由と減軽事由を独自に判断し、死刑に相当するか否かを判断しなければならないとされていた。こうした枠組みに基づいて、陪審は死刑を勧告し、裁判所も死刑相当であると判断した。

Hurst は、有罪判決後の再審理を求め、上訴した。州最高裁は、有罪判決を破棄し、量刑の再審理を行うよう下級審に差し戻した。差し戻審において、Hurst は、謀殺が行われた際に自宅にいたことを理由に、謀殺の主要参加者ではなかったという刑を減軽する証拠を提出したが、陪審は再び死刑を勧告し、また、裁判所も死刑相当であると判断した。Hurst は上訴したが、州最高裁は、死刑判決を支持し、死刑量刑手続において死刑を科すために必要な加重事由の認定を裁判官に委ねるアリゾナ州死刑法が合衆国憲法修正 6 条に違反するとした Ring 判決⁽²⁷⁾に照らして、判決が修正 6 条に違反しているとの Hurst の主張を斥けた。

連邦最高裁は、フロリダ州の死刑判断の枠組みは、Ring 判決に照らして修正 6 条に違反するとして、原判決破棄・差し戻しとした。法廷意見の大要は、次

(26) Hurst v. Florida, 136 S. Ct. 616 (2016). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ケーガン各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の結論同意意見, アリート裁判官の反対意見がある。

(27) Ring v. Arizona, 536 U.S. 584 (2002) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2001-2002年開廷期重要判例概観」アメリカ法2002年2号271頁(2002年), 岩田太・アメリカ法2003年1号210頁(2003年), 小早川・前掲注(18)316頁, 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』417頁[小木曾綾](中央大学出版部, 2016年)].

のとおりである。

Apprendi 判決⁽²⁸⁾によれば、陪審の有罪評決によって認められた処罰よりも重い処罰を被告人に科すことになるあらゆる事実は、その判断を陪審に委ねなければならない要素である。フロリダ州法がそうした事実を認定することを陪審に要求しておらず、裁判官にその認定を要求している点で、Apprendi 判決を死刑量刑のコンテキストに適用した Ring 判決においてとり上げられたのと同様の問題が存在する。また、Ring 判決において問題となったアリゾナ州死刑法とは異なり、フロリダ州法は陪審の勧告を要求しているが、これは裁判官の判断を拘束するものではないため、こうした差異も結論を左右しない。

これに対して、被上告人は、陪審の死刑勧告には、加重事由の認定が必然的に含まれると主張する。しかし、陪審の勧告は助言的なものに過ぎず、これをもって Ring 判決が要求する事実の認定が行われたとすることはできない。

また、被上告人は、裁判官は被告人が認めた事実に基づいてあらゆる判決を行うことができるとする Blakely 判決⁽²⁹⁾を引用したうえで、本件においては、Hurst は強盗が行われたことを認めているため問題は生じないと主張する。しかし、本件において、Hurst は被上告人によって主張された加重事由のいずれについても認めていない。

さらに、被上告人は、先例拘束の原則 (*stare decisis*) に基づいて、フロリダ州の死刑判断枠組みを支持した Spaziano 判決⁽³⁰⁾と Hildwin 判決⁽³¹⁾に従うべきであるとする。しかし、先例拘束の原則は、先例の批判を許容しないというものではなく、必要性と妥当性が認められる限りでこれを許容する。したがっ

(28) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所1999-2000年開廷期重要判例概観」アメリカ法2000年2号273頁(2000年)、岩田太・ジュリスト1200号196頁(2001年)、高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁(2001年)、小早川・前掲注(18)313頁、樋口ほか編・前掲注(17)120頁〔岩田太〕]。

(29) Blakely v. Washington, 542 U.S. 296 (2004) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号263頁(2005年)、田中利彦・法律のひろば59巻6号66頁(2006年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期刑事関係判例概観(下)」比較法学40巻2号312頁〔田中利彦〕(2007年)〕。

(30) Spaziano v. Florida, 468 U.S. 447 (1984) [紹介、鈴木編・前掲注(4)164頁〔上野芳久〕、椎橋編・前掲注(27)377頁〔安井哲章〕]。

(31) Hildwin v. Florida, 490 U.S. 638 (1989)。

て、時間の経過とその後の判例によって、両判決の論理は過去のものとなっており、陪審の認定から独立して、死刑を科すために必要な加重事由を認定するよう裁判官に要求することを認めた両判決は覆されているといえる。

(松本圭史)

・ Carr 判決⁽³²⁾

本件は、①死刑判決を下す裁判所が、陪審に対し、減軽事情 (mitigating circumstance) の存在は合理的な疑いを超えて証明される必要はない旨の説示を積極的に (affirmatively) 行わなかったことが、合衆国憲法修正 8 条に違反するか、②死刑を科すべきかが問題となる事案で、共犯者の量刑の併合審理 (joint sentencing proceeding) を行ったことが、修正 8 条に違反するかが問題となった事案である。

被告人 Gleason は、カンザス州により謀殺などの訴因で起訴され、死刑判決を受けた。また、被告人 Carr 兄弟も、カンザス州により謀殺など——兄弟の共同実行——の訴因で起訴され、死刑判決を受けた。

カンザス州最高裁は、両事件において、裁判所は、陪審に対し、減軽事情の存在は合理的な疑いを超えて証明される必要はない旨を積極的に説示しておらず、修正 8 条に違反するとし、また、Carr 兄弟の事件において、量刑の併合審理が行われたが、一方に関する減軽事情の証拠が他方を死刑とするため不適切に用いられており、修正 8 条の保障する「個別に死刑の判断を受ける」権利の侵害があるとして、いずれの事件についても死刑判決を破棄した。

カンザス州の上告を受理した連邦最高裁は、大要、次のように述べて、カンザス州最高裁の判決を破棄し、差し戻した。

当裁判所の先例は、死刑判決を下す裁判所に対し、減軽事情の存在は合理的な疑いを超えて証明される必要はない旨を積極的に説示することを求めている。例えば、Buchanan 判決⁽³³⁾においては、事実審裁判所は減軽という概念についてさえ明示的な説明をしなかったが、なお死刑判決が維持された。さらに、Weeks 判決⁽³⁴⁾は、「減軽を根拠付ける証拠があると考えれば減軽事

(32) Kansas v. Carr, 136 S. Ct. 633 (2016). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー、アリート各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見がある。

(33) Buchanan v. Angelone, 522 U.S. 269 (1998).

(34) Weeks v. Angelone, 528 U.S. 225 (2000) [紹介、岩田太・アメリカ法2001

情を考慮すべし」という程度の説示では連邦憲法上不十分であるとの主張を斥けた。

また、仮にそうした説示が常に要求されるわけではないにせよ、本件においては混乱を避けるため必要である、との主張も採用できない。死刑に関する説示の曖昧さは、「陪審が、異議の対象となっている説示を、連邦憲法上関連性の認められる証拠の考慮を妨げる形で適用したという合理的な可能性 (reasonable likelihood) がある」場合にのみ、連邦憲法違反となるが、本件の説示はこの基準を充たさない。

カンザス州最高裁は、「州は、加重事情が存在すること、および、存在すると認められる減輕事情が加重事情を上回っていないことについて、合理的な疑いを超えて証明する責任を負う」という説示が、陪審をして、減輕事情の存在もまた合理的な疑いを超えて証明されなければならない、と思わしめたという。しかし、この説示は、減輕事情については単に「存在すると認められる」とするのみで、合理的な疑いを超える証明までを要求しているとは思われない。合理的な陪審員であれば、この説示から、減輕事情の存在が何らかの特定の水準において——まして、合理的な疑いを超えるという水準において——証明されなければならないとは考えないであろう。それゆえ、陪審が本件の説示を連邦憲法上関連する証拠の考慮を妨げる形で適用したとはいえない。

修正 8 条との関係では、証拠の採否の適切さそれ自体ではなく、証拠の採否が、「量刑審理に際して、陪審による死刑の判断をデュー・プロセスの否定と評価せざるを得ないほどに、不公正な影響を及ぼしたか」が問題となる。

本件では、各被告人について個別に検討をすべきことが説示されており、陪審が死刑の評決を行うに際してこの説示に従ったことが推定される。Carr 兄弟が援用する Bruton 判決⁽³⁵⁾は、被告人の関与を示す内容の共同被告人の自白という伝聞証拠に検察官が同意した事案であったところ、そうした最も説得的な類の有罪証拠に対する陪審の印象を説示によって除去することは実際問題として不可能であり、被告人の反対尋問権に対する特別の侵害があったことから、この推定からのわずかな逸脱を認めたのである。しかし、その後、当裁判所は、この推定に対する例外の拡張を拒否してきた。本件でも、陪審が上記の

年 1 号 274 頁 (2001 年)]。

(35) Bruton v. United States, 391 U.S. 123 (1968) [紹介、香城敏磨・アメリカ法 1969 年 2 号 256 頁 (1969 年)、小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向 (1)」名城法学 49 卷 3 号 20 頁 (2000 年)]。

説示に従うことができなかつたと信じる理由はない。

併合審理は、単に許容されるというだけでなく、被告人らの犯罪行為が一連一体の事件に関するものである場合には、的確に有罪・無罪の判断を行い、公正な量刑をするために、望ましいものである。併合することで審理が不公正になるという「根拠のある判断 (reasoned judgement)」ではなく、単なる「憶測 (speculation)」に基づいて死刑判決を破棄することは、適切でない。本件で、併合することにより量刑審理が根本的に不公正なものになったと認めるに足る合理的な理由はない。

(滝谷英幸)

・その他

死刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、被告人の危険性が問題となっており、かつ、陪審における量刑上の選択肢が死刑か仮釈放なしの終身刑のみである場合、被告人には、デュー・プロセス条項によって、陪審に対し、自らが仮釈放を受けられないことを知らしめる権利が保障されたとした Simmons 判決⁽³⁶⁾を維持し、たとえ将来において恩赦や法改正により仮釈放を受ける可能性があっても、審理の時点で仮釈放の可能性がない場合には、被告人はそのような権利を失うものではないとした Lynch 判決⁽³⁷⁾がある。

(滝谷英幸)

X 上訴等

・Musacchio 判決⁽³⁸⁾

本件は、陪審に対し、証明すべき要素を加重する説示がなされたが、訴追側が異議を申し立てなかつた場合に、証拠の十分性は当該説示に照らして判断されるべきか、ならびに、上級審になって初めて出訴期限の超過が主張された場合に、この主張が認められるかが争われた事案である。

上告人 Musacchio は、物流管理会社の社長職を辞し、2005年に新たに同業の会社を設立した。Musacchio は、前の会社の情報技術部門の責任者を招き入

(36) Simmons v. South Carolina, 512 U.S. 154 (1994).

(37) Lynch v. Arizona, 136 S. Ct. 1818 (2016) (per curiam).

(38) Musacchio v. United States, 136 S. Ct. 709 (2016). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

れ、2006年初頭まで、前の会社の許可を得ることなく、同社のコンピューター・システムに不正にアクセスしていた。2010年11月、Musacchioは、「意図して、許可を得ることなくまたは許可されたアクセス権限を超えて、コンピューターにアクセス」し、「保護されたコンピューターから……情報を入手した」として、合衆国法典第18編1030条(a)(2)(C)違反の罪で正式起訴された。訴因1は、①許可のない不正アクセスおよび②許可された権限を超える不正アクセスの双方の共謀を内容とするものであり、訴因23——訴因2ないし22は、Musacchio以外の者が被告人である——は、「2005年11月24日頃」の前の会社の電子メール・サーバーに対する許可のない不正アクセスを内容とするものであった。その後、2012年に、訴追側は、訴因1を①に係る共謀に限定するとともに、訴因23にある日時を「2005年11月23日から25日頃」とし、これを訴因2とするため、正式起訴状の取替えを行った (filed a superseding indictment)。

その後に関かれた陪審裁判において、Musacchioは、上記取替え後の訴因2について、同取替え時には合衆国法典第18編3282条(a)の定める5年の出訴期限を経過しているとの主張を行わなかった。他方、訴追側は、連邦地裁が、訴因1について、取替え後の正式起訴状の訴因および訴追側の提案とは異なり、「許可を得ることなく、および、許可された権限を超えて」として、犯罪の要素を加重する陪審説示を行ったのに対し、異議を申し立てることはしなかった。審理の結果、Musacchioは、訴因1と訴因2の双方について有罪とされ、60か月の拘禁刑を言い渡された。

Musacchioは、訴因1の共謀の罪について、上記陪審説示との関係で、証拠の充分性を争い、訴因2について、起訴状の取替えが行われた時点で、犯罪から7年が経過しており、5年の出訴期限を超過していると主張して、控訴した。これに対し、第5巡回区連邦控訴裁が、証拠の充分性は訴因との関係で判断されるべきであるとし、また、第1審で主張しなかったことによって出訴期限に係る抗弁は放棄されたとして、有罪判決を是認したため、Musacchioは、上告受理の申立てをした。

法廷意見は、大要次のように述べて、第5巡回区連邦控訴裁の判断を是認した。

証拠の充分性に係る審査は、検察側の主張があまりに脆弱で、そもそも陪審に提示されるべき程度に至っていなかったかどうかを判断するものである。そこでは、いかなる理性的な審判者も、訴追側に最も有利な視点から証拠を検討した場合、犯罪に不可欠の要素について、合理的な疑いをを超える証明がある

と判断し得たであろうかという法的問題のみが扱われる。証拠の十分性に係る上訴審の審査は、陪審に対していかなる説示がなされたかに基づいて行われるものではなく、また、要素を加重する説示に対して、訴追側が異議申立てを怠ったという事実に影響を受けることもない。

次に、出訴期限などの時間的障害は、連邦議会がその旨を明示する場合に限って、管轄権に関するものとして扱われる。連邦議会がその旨を明示しているか否かは、当該規定の文言、文脈、関連する歴史的経緯の調査によって判断される。3282条(a)には、強行法規的な文言はあるものの、3231条とは異なり、事物管轄権 (subject-matter jurisdiction) への明確な言及などはない。また、3282条(a)に関する歴史も、その規定する時間的障害が、事実審裁判所において被告人によって争点とされた場合に限り問題となる抗弁として扱われてきたことを示している。同条が管轄権の制限ではなく、管轄権とは関わりのない抗弁を規定したものであるとすると、時宜に合った提起がなされなかった場合、明白な誤謬がなければ、上級審で審査されることはない。そして、第1審が、提起されていない出訴期限に係る抗弁をとり上げることをしなかった (failure to enforce) 点は、明白な誤謬ではなく、原審が Musacchio の出訴期限に係る抗弁を考慮することを拒んだのは正当である。

(原田和往)

・ Williams 判決⁽³⁹⁾

本件は、ある事件について地方検事 (district attorney) として公判担当検察官の死刑求刑を承認した者が、当該事件に関するその後の州法上の救済手続における審判に裁判官として参加したことが、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反するかどうかの問題となった事案である。

1984年に発生した謀殺の事実で起訴され——当時のペンシルヴェニア州の地方検事 Castille の個別の承認を得て公判担当検察官が死刑求刑をしたことなどを受けて——死刑を宣告された上告人 Williams は、その後複数回にわたり州法上および連邦法上の救済を求め、いずれも斥けられていたが、2012年に同州の非常救済法 (Post Conviction Relief Act) に基づきさらに救済を求めたとこ

(39) Williams v. Pennsylvania, 136 S. Ct. 1899 (2016). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、ロバーツ長官の反対意見 (アリート裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見がある。

ろ、州の下級裁判所は、検察官に Brady 判決⁽⁴⁰⁾の違反があったとして死刑の執行停止および量刑審理のやり直しを命じた。検察側が州最高裁——当時 Castille が長官となっていた——に上訴をしたところ、Williams もこれに対抗する手続をとり、それと併せて Castille の回避 (recuse) を求める申立ておよび Castille が回避しないのであれば大法廷 (full court) に当該回避申立てを回付することを求める申立てをした。

Castille は Williams の申立てをいずれも斥けたうえで、州最高裁の法廷意見——下級審の判決を取り消し、死刑を維持する判断を内容とするもの——に同調した。

その後、Williams が上告受理の申立てをしたところ、連邦最高裁は、以下のような判断を示し、州最高裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

Castille が Williams の申立てを却下したことや、その後の当該事件に係る審判に参加したことは、修正第14条のデュー・プロセス条項に違反する。

当裁判所のデュー・プロセス条項に関する先例には、裁判官が過去に検察官として関与した事件について回避をすべきかという問題に特化された判断基準を提示しているものはない。しかし、当裁判所の先例は、裁判官が予断を有している可能性が連邦憲法上受忍し得ないほど高度のものである場合には、当該裁判官は回避すべきであるとの客観的な基準を採用している⁽⁴¹⁾。また、先例上、弾劾主義構造を前提とした当事者主義訴訟過程において、ある者が同一の事件について訴追者としての役割と審判者としての役割の双方を演じる場合には、当該事件について予断を有している高度の可能性があるとしてされている⁽⁴²⁾。これらの先例から、ある裁判官に、過去における、ある事件の決定的な判断についての検察官としての顕著なかつ個別の関与が認められる場合には、当該裁判官が当該事件について具体的な予断を有している——デュー・プロセス条項のもとでは許容し得ない程度の——危険が存在する、という法則を導出できる。

裁判官の回避義務は、自らがした決定的な判断の影響を受けて下された可能性のある判決の当否を事後的に審査するための審判過程の中立性を保障するために認められる。そうした判決を有効なものとして保全したいという不適切な

(40) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963) [紹介, 小早川・前掲注 (13) 122頁].

(41) Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 556 U.S. 868 (2009) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2008-2009年開延期重要判例概観」アメリカ法2009年2号246頁 (2010年), 原口佳誠・比較法学44巻3号162頁 (2011年), 樋口ほか編・前掲注 (17) 130頁 [土屋孝次]].

動機の影響を受ける可能性が認められるかどうかが問題である。裁判官が訴追者として当該事件に関与した際に唯一の訴追者として関与したわけではなく、検察官として関与してから裁判官として関与するまでに時間が相当経過していたとしても、それだけで上記の中立性が担保されるわけではない。

死刑を求刑することは、当事者主義訴訟過程における決定的な選択の1つであり、制度上 Castille の明示的な承認なくして検察側が Williams に対して死刑を求めることはできなかった以上、Castille が公判担当検察官の Williams に対する死刑求刑を承認したことは、当該事件についての決定的な判断への Castille 自身による顕著な関与といえる。したがって、本件で Castille が回避をしなかったことは、当該事件に関する予断について連邦憲法上受忍し得ない程度の危険を招来したものと見える。

ペンシルヴェニア州を含む多くの法域において、本件のような場合に裁判官に回避を義務付ける法規や職務規定が設けられているため、本決定が裁判官の回避をめぐる実務に重大な変化を余儀なくさせるものとはいえない。

Castille が回避をしなかったという連邦憲法上の瑕疵は—— Castille の投じた一票が評議の結論を左右する決定的な一票だったかどうかにかかわらず——「構造的な瑕疵 (structural error)」を構成するため、「無害の瑕疵」基準による審査の対象とはならない。上訴審における裁判体の評議については通常公表されず、その構成員の1人が評議の過程でほかの構成員の考え方に影響を与えたかどうかを調査することは不可能かつ不毛である。ほかの構成員を説得しようとしたり、ほかの構成員の説得を受け容れようとしたりすることを通じて、古い考え方を見直し、新しい考え方を提示できるようにすることが、評議の秘密を保障することの1つの目的である。ある裁判官の一票が評議の結論を左右するものではなかったことは、同人がほかのほとんどの構成員を説得することができた——そのために、同人の一票がなくとも同じ結論に到達し得ることになった——ことを意味するだけかもしれない、その説得の影響を受けた者に対する不公正の度合いを低減するものではない。予断ありとの外観を呈することは、1人の裁判官だけではなく、同人が構成員となっている合議体そのものの社会的評価と廉潔性を侵食し、合議体そのものの中立性を侵害する。本件の手続への Castille の参加は、そうした意味で、州最高裁による下級審の判断審査の枠組み全体に影響を及ぼす瑕疵といえるのである。

(小島 淳)

XI ヘイビラス・コーパス等

ヘイビラス・コーパス等に関する本開廷期の判決としては、1984年武装常習犯罪者法（Armed Career Criminal Act of 1984）が刑の加重事由と定める前科の内容となる暴力的重罪の定義規定のうちの残余条項（合衆国法典第18編924条（e）（2）（B）（ii））を漠然性故に無効とした2014年10月開廷期の Johnson 判決⁽⁴³⁾は、新たな実体的な準則を宣言するものであり、事後的審査（collateral review）である合衆国法典第28編2255条の手續に係る犯罪が Johnson 判決前のものであっても遡及的適用があるとした Welch 判決⁽⁴⁴⁾、州のヘイビラス・コーパスの請求を州の下級裁判所が不適切な管轄を理由に斥けた後、同一の請求を州最高裁が理由を明示することなく斥けた場合、州最高裁の判断は本案判断であると推定され、「1996年テロ対策及び効果的な死刑法（AEDPA）」の敬謙的レンズを通して審査すべきものとした Hinojosa 判決⁽⁴⁵⁾、時期に遅れた主張に係るカリフォルニア州の準則について、連邦のヘイビラス・コーパスの請求を妨げ得る「正当かつ独立の州法上の根拠」に当たるとした Lee 判決⁽⁴⁶⁾がある。

（原田和往）

XII 行刑

行刑に関する本開廷期の判決としては、刑務所訴訟改革法（Prison Litigation Reform Act of 1995）が資力に乏しい——訴訟救助（*in forma pauperis*）が認められる——受刑者の訴え（civil action）について定める手数料の月払いの額

(42) *In re Murchison*, 349 U.S. 133 (1955).

(43) *Johnson v. United States*, 135 S. Ct. 2551 (2015) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学50巻1号116頁〔田山聡美〕(2016年)].

(44) *Welch v. United States*, 136 S. Ct. 1257 (2016). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官, ギンズバーグ, プライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調）のほか, トーマス裁判官の反対意見がある。

(45) *Kernan v. Hinojosa*, 136 S. Ct. 1603 (2016) (per curiam). ソトマイヨール裁判官の反対意見（ギンズバーグ裁判官同調）がある。

(46) *Johnson v. Lee*, 136 S. Ct. 1802 (2016) (per curiam).

は、訴えの数が複数となればその分だけ加算されるとした Bruce 判決⁽⁴⁷⁾、連邦刑務所内で生じた暴行事件との関連で連邦不法行為請求権法 (Federal Tort Claims Act (FTCA)) に基づいて合衆国を被告として提起された訴えが FTCA の例外に当たる事件であるとして却下されたが、原告は別に刑務所職員に対して訴えを提起していたという事案について、FTCA に基づく訴訟において判決があったならば連邦公務員個人を被告とする訴えを提起することはできないとする規定 (合衆国法典第28編2676条) の適用はないとした Himmelreich 判決⁽⁴⁸⁾、刑務所訴訟改革法では受刑者が行政上の救済手続 (administrative remedies) を尽くしていることが訴訟の要件とされており、その例外の許容性について自由自在な (freewheeling) アプローチをとることはできないが、同法も当該救済手続が「利用可能な (available)」ものでない場合には例外を認めていると解されるとした Blake 判決⁽⁴⁹⁾ がある。

(小川佳樹)

Ⅲ 刑事実体法

・ Ocasio 判決⁽⁵⁰⁾

本件は、ホップズ法 (Hobbs Act) の規定のうち合衆国法典第18編1951条 (b) (2) が定義する、公務員が職権に藉口して財産を受け取る行為——財産強要 (extortion) ——について、公務員と財産提供者との間に共謀罪 (合衆国法典第18編371条) が成立するかが争われた事案である。

警察官であった被告人 Ocasio は、自動車修理店店主との間で、Ocasio が交

(47) Bruce v. Samuels, 136 S. Ct. 627 (2016). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(48) Simmons v. Himmelreich, 136 S. Ct. 1843 (2016). 法廷意見はソトマイヨール裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(49) Ross v. Blake, 136 S. Ct. 1850 (2016). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケネディ、ギンズバーグ、アリート、ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の一部同意・結論同意意見、ブライヤー裁判官の一部同意意見がある。

(50) Ocasio v. United States, 136 S. Ct. 1423 (2016). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の同意意見、トーマス裁判官の反対意見、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ロバーツ長官同調) がある。

交通事故に應對する際に事故車両の運転手に対し、この自動車修理店に車両の修理を依頼するよう申し向け、その見返りとして店側が Ocasio に金員を支払うという取決めを結び、Ocasio は、この取決めに従い金員を受け取っていた。

Ocasio は、金員を受け取ったことについて、職権に藉口した財産強要罪だけでなく、同罪を犯すことの共謀でも起訴された。連邦地裁、および、第 4 巡回区連邦控訴裁は、これらすべてについて犯罪の成立を認めた。これに対し、Ocasio は、共謀罪の成立を争い、連邦最高裁に上告受理の申立てをした。

連邦最高裁は、次のような判断を示して、上告を棄却した。

共謀罪の基本的な性格は、もし実行されれば実体犯罪のすべての要素を実現する試みの取決めに参加することである。共謀罪が成立するためには、その参加者が同一の対象を追求していなければならないが、参加者の各々が、自ら実体犯罪の全部、または、一部の実行を予定しているという必要はない。Holte 判決⁽⁵¹⁾は、不道徳な行ないをなす目的で女性の州間移送を行なうことを禁止するマン法 (Mann Act) 違反を犯すことについての共謀罪に関し、移送された女性自身も可罰的とする。このように、共謀罪は、その対象となる実体犯罪を行なう能力を有しない者についても成立する。これは、本件についても妥当する。自動車修理店の店主は、公務員ではないから、職権に藉口した財産強要は行なうことができないが、Ocasio と合意することで、共謀罪は成立するのである。

Ocasio は、財産強要の共謀罪が成立するためには、共謀の参加者以外の者から財産を得る合意がなされなければならないと主張する。しかし、Ocasio は、実体犯罪である財産強要罪が成立することは争っていない。Ocasio と店主との間で、この実体犯罪を行なうことについての合意がなされた以上、共謀罪は成立するのである。

さらに、Ocasio は、このように理解した場合、広く賄賂を受け取る行為が、職権に藉口した財産強要に該当し、また、この犯罪についての共謀罪を認めることで、取賄を処罰する合衆国法典第 18 編 666 条や州の賄賂処罰法を無意味なものとしてしまうと主張する。しかし、すでに Evans 判決⁽⁵²⁾は、職権に藉口した財産強要が取賄行為を含むことを認めている。取賄行為を処罰する規定の存在は、共謀罪による訴追を禁じるものではない。

(51) United States v. Holte, 236 U.S. 140 (1915).

(52) Evans v. United States, 504 U.S. 255 (1991) [紹介、橋本裕藏・比較法雑誌 26 卷 4 号 57 頁 (1993 年)].

財産強要罪は、相手方の同意のもとに (with his [another's] consent) 財産を受け取ることを要件とする。Ocasio は、職権に藉口した財産強要が成立する場合、その相手方の同意が存在することから、共謀罪が肯定され、その結果、両罪が区別できなくなることを指摘する。しかし、財産強要罪の要件である同意が認められる場合であっても、共謀罪の成立に必要な合意が認められない場合も多く存在する。財産強要罪における同意は、意思に反して財産を奪い、または、取得する犯罪である強盗罪と区別するための要件である。財産強要罪の同意は、恐怖のあまり同意した場合も含むのであるが、このような同意は、共謀罪の要件である合意を認めるには不十分である。このような解釈により、収賄行為と財産強要罪の共謀も区別される。収賄者の要求に応じて、贈賄者が渋々ながら賄賂を提供した場合、このような贈賄者の同意は、共謀罪の要件である合意とはいえないのである。

共謀の参加者以外から財産を得る合意でなければ、財産強要の共謀罪が成立しないと主張する Ocasio の主張は、実務的にも耐え得るものではない。この主張を前提とすれば、Ocasio と店主との合意の内容が、店主自身に属する金員を Ocasio に渡すものである場合には、共謀罪は成立せず、この金員が会社に属するものがあった場合には、会社という「他の者」から財産を受け取る合意であるとして、共謀罪が認められることになる。しかし、この両者を区別することは実務的にも適切ではない。

(芥川正洋)

・Taylor 判決⁽⁵³⁾

本件は、マリファナ業者を狙った強盗事件に被告人が関与した場合に、ホップズ法 (合衆国法典第18編1951条) の通商要件を充足するために、政府は何を立証しなければならないかが問題となった事案である。上告人 Taylor は、マリファナ業者を狙った2件の家宅侵入強盗への関与について、通商への影響ないしはそれを企てたことにより、ホップズ法に基づいて起訴された。Taylor は、当該起訴が通商要件を充たしていないとして無罪を主張したが、連邦地裁は、その主張を認めず、Taylor が薬物業者を襲おうと企てたことの証明は、当該要件を充足する法的根拠として十分であるとして、Taylor を有罪とした。

(53) Taylor v. United States, 136 S. Ct. 2074 (2016). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見がある。

Taylor は、ホップズ法の通商要件を立証するための証拠の十分に異議を唱えたが、第 4 巡回区連邦控訴裁は連邦地裁の判断を維持した。

連邦最高裁は上告を受理し、以下のような判断を示して、原判決を維持した。

すでに Culbert 判決⁽⁵⁴⁾などで示したように、ホップズ法の文言は明らかに広く、通商へのどのような妨害、遅延、その他の影響にも及ぶものであり、同法の通商の定義は連邦に管轄のあるあらゆる通商を包含している。

また、ある活動が、たとえ個々の影響は些少なものであっても、集積すれば州際通商に実質的な影響を及ぼすのであれば、連邦議会は通商規制権限に基づいて規制することができる。もっとも、この通商条項に基づく州内活動の規制について、性質上経済的な活動である場合にのみ、当裁判所は是認をしてきた。Raich 判決⁽⁵⁵⁾は、州際通商に実質的な影響を及ぼすような経済的活動の一部である、純粋に地域的な活動に対する連邦議会の規制権限を再確認したうえで、規制薬物の製造、所持、分配は集積すると州際通商に実質的な影響を及ぼす活動を構成するものであり、それゆえに規制薬物の製造、所持、分配という活動がもっぱら 1 つの州の境界内でなされた場合であっても、連邦議会がそれらを規制する権限を有しているとした。ホップズ法は、連邦が管轄を有する通商に影響する強盗 (robbery) を犯罪化しており、Raich 判決によれば、マリファナ市場は、州内における状況も含めて連邦が管轄を有する通商である。したがって、州内で育ったマリファナの州内における売買に影響を与えるか、与えるのを企てた強盗は、連邦が管轄を有する通商に影響を与えるか、与えるのを企てていることになるのである。

Taylor は、ホップズ法に含まれている通商要件を欠く規制薬物法 (Controlled Substances Act) に関する Raich 判決とは区別されるべきと主張するが、証明の基準を証明されるべき要素の意義と混同してしまっている。ホップズ法の通商要件の意義は法律問題であり、純粋な州内でのマリファナ製造および販売も連邦が管轄を有する通商であることは、Raich 判決によって確立されている。それゆえに、強盗がマリファナ業者の薬物ないし不法な収益を狙っているのを

(54) United States v. Culbert, 435 U.S. 371 (1978).

(55) Gonzales v. Raich, 545 U.S. 1 (2005) [紹介、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所2004-2005年開廷期重要判例概観」アメリカ法2005年2号206頁(2006年)、樋口ほか編・前掲注(17)30頁[木南敦]、憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』460頁[紙谷雅子](有斐閣, 2014年)].

合理的な疑いを超えて証明したならば、連邦が管轄を有する通商が影響を受けたのを合理的な疑いを超えて証明したことになる。

本件においては、Taylor の仲間が薬物および薬物の収益を得るため、意図的に薬物業者を狙ったという証拠を提出することにより、政府は証明の負担を果たしている。被害者の1人はかつて自宅において相当量の薬物を奪われており、ほかの被害者らも高級なマリファナを所持していると考えられていた。強盗団もまた被害者らが薬物およびその収益を所持していると信じていたことを明らかにする供述をしている。そのような立証は、ホップズ法の通商要件を満たすのに十分なものである。

(鈴木一永)

・McDonnell 判決⁽⁵⁶⁾

本件は、元ヴァージニア州知事が在職中に收受した利益が、合衆国法典第18編201条(a)(3)に定義される「職務行為 (official act)」の見返りとしての賄賂といえるかが争点となった事案である。

ヴァージニア州に本拠をおくスター・サイエンティフィック社の最高経営責任者である Williams は、自社で開発した栄養補給薬——タバコから発見されたアナタピンという化合物から作られる——について、食品医薬品局の認可を得るためには、同州の公立大学においてアナタピンに関する独自の調査研究がなされることが重要であると考え、当時同州知事であった上告人 McDonnell に協力を求めた。McDonnell とその妻は、その見返りに融資や贈り物など合計17万5000ドルの利益を得たとして、当該収賄行為を根拠に、電信詐欺罪 (wire fraud) (合衆国法典第18編1343条・1349条) や、ホップズ法における財産強要 (合衆国法典第18編1951条) で起訴された。

本件においては、電信詐欺罪の客体である「誠実な職務 (honest services)」が賄賂によって侵害されるものであること、ホップズ法における「職権に藉口した (under color of official right) 財産強要」のなかに賄賂の收受が含まれることについては争われておらず、また、両罪における賄賂概念に関し、合衆国法典中の賄賂罪の規定における定義を参照することについても争いはなかった。以上を前提として、本件の争点はおそらく、McDonnell の行為が収賄と

(56) McDonnell v. United States, 136 S. Ct. 2355 (2016). 法廷意見はロバーツ長官が執筆 (全裁判官一致)。

いえるか、すなわち利益の対価として「職務行為」を行ったか——あるいはそれを行う約束をしたか——という点に絞られた。とりわけ、McDonnell の行為のうち、① Williams と他の公務員を引き合わせるための会合を設定したこと、② 州知事官邸においてスター・サイエンティフィック社のための行事を主催したこと、③ 調査研究に関係する他の公務員に連絡をとったことの3点について、「職務行為」に該当するかが争われた。

連邦地裁は、職務行為について、公務員によってなされるあらゆる活動をほぼすべて含み得るような広範な解釈をとったうえで、陪審に対してもその解釈に基づく説示を行い、McDonnell を有罪とした。第4巡回区連邦控訴裁もこれを支持したのに対し、連邦最高裁は、以下の理由により原判決を破棄し、差し戻した。

201条(a)(3)によれば、「職務行為」とは、公務員の公的資格、あるいは信頼ないし利益に基づく公務員の地位においてなされる「決定ないし行為 (decision or action)」であり、それはさらに、未決定であるか、法的に公務員に委ねられるところの「争点、問題、訴訟、民事手続、法的手続、民事紛争」に関する「決定ないし行為」でなければならないと規定されている。この条項について、検察官はまず、「争点、問題、訴訟、民事手続、法的手続、民事紛争」の内容を確定し、次に、当該公務員がそれに関する「決定ないし行為」を行っていることを証明しなくてはならない。

そこで、まず、① 会合の設定、② 行事の主催、③ 公務員への連絡の各行為が、「争点、問題、訴訟、民事手続、法的手続、民事紛争」という列举項目に該当するかを検討すると、公権力の行使を含意する後四者には該当しないと解される。前二者は、言葉のうえでは後四者よりも広範な意味をもち得るが、後四者と同じように公権力の行使に関わるものに限定して理解されるべきであり、そのように解すれば、やはり単なる会合や行事や連絡は含み得ないことになる。

①から③の行為がそれ自体「争点、問題」などに該当しないとして、次に検討すべきは、それらが何らかの問題に関する「決定ないし行為」に該当するかという点である。本件においては、ヴァージニア州の公立大学の研究者がアナタビンの調査研究を開始するかどうかといった「問題」を認定することができるが、調査研究に関する話をしたり情報を集めたりするために、会合を設け、行事を開催し、公務員に連絡をとることのみでは、調査研究を開始するか否かという未決定の「問題」に関する「決定ないし行為」があったとは認められな

い。

「職務行為」について広範な解釈を採用することは、良心的な公務員が支持者のために行う行為を広く取り込み得る点で違憲の疑いがあり、そのような解釈に基づいてなされた陪審に対する説示も不適切であることは明白である。

(田山聡美)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第18編2252条(a)が禁止する児童ポルノの所持などについての刑を定めた同条(b)(2)の規定のうち、一定の性犯罪の前科がある者は10年以上20年以下の拘禁刑に処すと定めた規定について、当該規定中の「児童若しくは被後見人に係る(involving minor or ward)」という文言がその直前に列挙されている「加重性的暴行、性的暴行又は陵虐的な(abusive)性的行為」の3種類の行為類型すべてを修飾するのか最後の陵虐的な性的行為のみを修飾するのかが争われた事案において、当該修飾文言は最後の陵虐的な性的行為のみに係るものと解すべきであるとした Lockhart 判決⁽⁵⁷⁾、合衆国法典第8編1101条(a)(43)は、1227条(a)(2)(A)(iii)が裁量的な救済の余地なく迅速な退去強制処分の理由として挙げている「加重重罪(aggravated felony)」について、一般的な犯罪類型だけでなく連邦の制定法上の犯罪も規定したうえで、「当該用語は連邦法違反か州法違反かを問わず本項に記載された犯罪をいう」ものとする規定しているところ、州法上の犯罪であっても、1101条(a)(43)の定義規定に掲げられた連邦法上の犯罪の要素のうち州際通商もしくは外国との通商という要素以外のすべての要素を備えたものは、当該退去強制の理由となる加重重罪に該当するとした Luna Torres 判決⁽⁵⁸⁾、上告人 Mathis の前科の内容であるアイオワ州法上の不法目的侵入(burglary)は、住居だけでなく乗物への不法な侵入をも含んで

(57) Lockhart v. United States, 136 S. Ct. 958 (2016). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調)のほか、ケーガン裁判官の反対意見(ブライヤー裁判官同調)がある。

(58) Luna Torres v. Lynch, 136 S. Ct. 1619 (2016). ケーガン裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調)のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見(トーマス, ブライヤー各裁判官同調)がある。

おり、武装常習犯罪者法が刑の加重事由と規定する前科の内容である暴力的重罪のうち一般的な不法目的侵入よりも幅広いものであるから、同法上の暴力的重罪には該当しないとして、暴力的重罪の定義への当てはめに関するカテゴリカル・アプローチの拡張を否定した *Mathis* 判決⁽⁵⁹⁾、軽罪である家庭内暴力の前科のある者による銃器の所持などを禁じた合衆国法典第18編922条(g)(9)違反により別々の事件で起訴された上告人らが、同規定でいう家庭内暴力は意図的なものであることを要するところ、上告人らの前科に係る州法の規定は無思慮による (reckless) ものも含み得るので、上告人らには922条(g)(9)の適用はないと主張した事案において、無思慮による家庭内暴力も同規定の対象となるとした *Voisine* 判決⁽⁶⁰⁾がある。

(田中利彦)

XV その他

以上のほか、一般にスタン・ガンといわれる、電流などを発することによって相手方を一時的に無力化したまたは殺傷することを目的とする携帯用の器具もしくは武器を一般人が所持することを禁止したマサチューセッツ州法が合衆国憲法修正2条に違反して違憲であるかが問われた事件について、州最高裁が、スタン・ガンは修正2条制定時に一般的に用いられていたものでないこと、現代における発明品であって通常ではない武器に該当すること、軍事に使用され得るものでないことを理由として、その合憲性を認めたのに対し、いずれの理由においても誤っているとして州最高裁の判決を破棄・差戻しとした *Caetano* 判決⁽⁶¹⁾、「性犯罪者登録及び届出法 (Sex Offender Registration and Notification Act)」は性犯罪者に登録義務を課すとともに、登録性犯罪者が登録していた州

(59) *Mathis v. United States*, 136 S. Ct. 2243 (2016). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか, ケネディ裁判官の同意意見, トーマス裁判官の同意意見, ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調), アリート裁判官の反対意見がある。

(60) *Voisine v. United States*, 136 S. Ct. 2276 (2016). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の反対意見 (ソトマイヨール裁判官一部同調) がある。

(61) *Caetano v. Massachusetts*, 136 S. Ct. 1027 (2016) (per curiam).

から移転した場合にはその届出を義務付けているところ、カンザス州からフィリピンへの移転について届出を怠ったとして起訴された登録性犯罪者について、同法は移転後の届出を義務付けているが、移転先のフィリピンには同法は及ばないから、同法違反の罪は成立しないとした Nichols 判決⁽⁶²⁾、16のグループから成る被上告人ら——イランの支援を受けたテロ行為による被害を受けたとする者やその家族ら千人以上——がイランに対する損害賠償請求訴訟を連邦地裁に提起して——「2008財政年度に係る国防支出承認法」により追加された主権免除の例外規定である合衆国法典第28編1605A条に基づくもの——欠席判決を得、ニュー・ヨークの銀行の口座に存在する債券についてイランの中央銀行である上告人 Bank Markazi がこれを保有するものとして強制執行の申立てをしたところ、その手続係属中に、「2012年イランの脅威削減及びシリア人権法 (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012)」の1か条として、当該強制執行手続においてイランの資産として特定され、保全手続がとられた資産を特定明示してこれに対する強制執行手続を可能とする合衆国法典第22編8772条の規定が制定されるや、被上告人らが同規定に基づく申立ても追加したのに対し、Bank Markazi が同規定は係属中の具体的事件について連邦議会が連邦裁判所に対して特定の結果を指示する内容であり、連邦議会が司法の役割を篡奪するもので権力分立を定めた連邦憲法に違反するとして異議を申し立てた事件について、その主張を斥けた Bank Markazi 判決⁽⁶³⁾、上告人 RJR Nabisco, Inc. が国際的な犯罪組織と連携して国際的なマネー・ロンダリングの計画を遂行するという RICO 法 (Racketeer Influenced Corrupt Organization Act) 違反行為をしたことにより損害を被ったとして、被上告人ヨーロッパ共同体およびその加盟国26か国が同法に基づき同社を訴えた事件について、同法違反の実体要件に関する合衆国法典第18編1962条は、同条に定める前提犯罪 (predicate offense) の規定が域外適用され得る限りにおいて域外適用を否定する推定 (presumption against extraterritoriality) を覆しているが、民事賠償責任について規定した合衆国法典第18編1964条(c)の規定は、域外適

(62) Nichols v. United States, 136 S. Ct. 1113 (2016). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(63) Bank Markazi v. Peterson, 136 S. Ct. 1310 (2016). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調, トーマス裁判官一部同調) のほか、ロバーツ長官の反対意見 (ソトマイヨール裁判官同調) がある。

用を否定する推定を覆し得ず、アメリカ国外で損害が発生した場合には適用がないとした *RJR Nabisco, Inc.* 判決⁽⁶⁴⁾がある。

(田中利彦)

(64) *RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 136 S. Ct. 2090 (2016). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、ケネディ、トーマス各裁判官同調、ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官一部同調）のほか、ギンズバーグ裁判官の一部同意・一部反対・結論反対意見（ブライヤー、ケーガン各裁判官同調）、ブライヤー裁判官の一部同意・一部反対・結論反対意見がある。ソトマイヨール裁判官は本判決に関与していない。